

令和4年度

第20回豊頃町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月19日(火) 午後1時25分～午後2時13分
2. 開催場所 豊頃町役場4階 委員会室
3. 委員の出欠 出席 13人 欠席 1人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	遠藤秀徳	出	8	相澤和幸	出
2	山崎仁志	出	9	門茂子	出
3	河崎正己	欠	10	山田雅江	出
4	根本篤和	出	11	加島富浩	出
5	松崎文一	出	12	熊野信夫	出
6	川口亜矢子	出	13	村上浩保	出
7	泉信之	出	14	井下睦男	出

4. 議事日程 議案第1号 土地の現況証明願について
議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画の作成の要請について
議案第6号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
5. 臨席者
6. 事務局 林谷一徳事務局長 寺本恭啓事務局次長 佐藤ひとみ事務員
7. 署名委員 議席11番 加島富浩 議席12番 熊野信夫

局 長	<p>定刻時間より少し早いですが、皆さん揃いましたので、只今から第 20 回農業委員会総会を開催致します。</p> <p>なお、本日河崎議員におかれましては、所要により欠席となります。それでは、農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。</p> <p>(豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)</p>
局 長	<p>ありがとうございました。ご着席下さい。</p> <p>それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。</p> <p>(挨拶趣旨)</p>
井下会長	<p>委員の皆様には、春耕期を迎えられまして、何かとお忙しい中、本日の総会にご出席頂きまして大変ありがとうございます。</p> <p>本当に今年も、農作業等が始まる時期となりました。ただ世間では、農業経費に掛かるコストが、資材また、肥料関係すべての物が本当に高騰しております。ましてコロナ等も本当に高止まり傾向でございます。</p> <p>きびしい1年になるのではないかと感じております。</p> <p>せめて、天候に恵まれて農作業が順調に進んでいければいいと思っております。</p> <p>昨日、十勝農業委員会の総会等がございました。その中で、お手元に一部資料を配布しておりますが、今年4月1日から農地制度等が、改正されることとなります。この辺につきましては総会終了後に事務局から流動的ではありますが説明をしたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>では早速でございますが、お手元にあります資料に基づきまして総会の方を進めさせていきたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
局 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、井下会長の進行により総会を進めてまいります。よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>はい。それでは、議事録署名委員の指名をさせて頂きます。議席番号 11 番、加島富浩委員、12 番 熊野信夫委員にお願いしたいと思ひます。</p> <p>それでは、事務局から経過報告等をお願いします。</p>
局 長	<p>(経過報告書により報告をする。)</p>
議 長	<p>はい。只今の経過報告等ございましたが、何かご質問等ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>

議 長	<p>はい。無いということですので、早速議事に入らせていただきます。 議案書 1 ページになります。議案第 1 号「土地の現況証明願について」を議題とします。事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。</p>
次 長	<p>はい。議案第 1 号「土地の現況証明願について」ご説明いたします。下記の土地の現況証明願がありましたので、ご審議を求めるものでございます。</p> <p>それでは「番号 1 番」です。土地については、長節 番地 ほか合計筆、地目は公簿畑及び牧場、現況は農地・採草放牧地以外、面積は合計㎡、調査地目は原野です。土地の所有者及び申請者は大津寿町 番地さん。申請目的は地目変更登記のためです。</p> <p>申請位置図は 2 ページに添付してございますのでご確認下さい。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、4 月 11 日に現地調査を実施しております。長節地区の案件ですので、私の方からご説明させていただきます。この土地ですけれども、私が記憶する限りでは、一度も畑として使われている記憶がございません。</p> <p>見た時からずっと沢の中の野地と申しますが原野でして、今更農地としてどうかということは考えられません。ですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>この件について何かあれば受け賜りたいと思ひますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。 続きまして議案書 3 ページになります。議案第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を議題と致します。事務局説明をお願いします。</p>
次 長	<p>議案第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」ご説明いたします。法の規定により農地等の賃貸借設定の合意解約の通知がありましたので、ご審議を求めるものでございます。</p> <p>なお、いずれも基盤強化法による賃借権設定がされていた案件で、全件引渡を行う 6 か月以内の合意であり適正であると判断します。</p> <p>それでは、番号 1 番の利用権の設定を受けていた方は、二宮 番地さん、設定をしていた方は二宮 番地 さんです。賃借人の さんが希望されたため解約するもので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和 年 月 日です。土地については記載のとおりとなっております。</p> <p>続いて、番号 2 番の利用権の設定を受けていた方は、茂岩栄町 番地さん、設定をしていた方は背負 番地 さんで、土地については記載のとおりです。賃貸人の さんが売買を希望されたため解約するも</p>

	<p>ので、合意解約の成立日及び土地の引渡日は令和 年 月 日となっております。</p> <p>以上で番号1番、番号2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして議案書4ページになります。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局「番号1番」の説明をお願いします。</p>
次 長	<p>議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。</p> <p>下記の件について農地法第3条の規定による農地等の賃貸借による権利の設定許可申請がありましたのでご審議を求めるものでございます。</p> <p>本案件は、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第3条第2項の許可をしない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。</p> <p>それでは、「番号1番」についてご説明いたします。譲渡人は統内 番地 さん、譲受人は帯広市 番地 さんです。土地については統内 番地のほか合計 筆、地目は公簿、畑、山林、宅地及び原野、現況は畑で面積は合計 m²です。経営内容以降についてはここに記載のとおりとなっております。</p> <p>位置図は5ページ、6ページに、また、うち地番の求積図は7ページに添付しておりますのでご確認をお願いします。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、4月11日に現地調査を実施しております。地元委員であります泉委員から説明をお願いしたいと思います。</p>
次 長	<p>はい、7番です。農地法第3条ということで上がっております。この土地はですね、今回、農業委員会を通してということで、全部ということなんですけど、過去には、一部営農を縮小したおりに さんと、 が農業委員会を通しまして賃借を組まれておりまして、自動更新を解約していただいて、当初、私の耳に入る前に地元の方に直接声を掛けて、借りてくれないかという話をしたそうですけども、どうしても面積の大きな中にはまったく機械を持って行って、我々では使えないよという地元の方がかなりい</p>

	<p>たと。それで、本人もそこだけ残されては困るということで、　　さんを通じて伊澤さんという方を紹介していただいたというようなことでもございました。</p> <p>単価的には、お聞きしましたら、ちょっと現地と単価について我々が調整する範囲をまったく折り合っていないということなので、これはどうしようもないということで、3条であげるといったことだったので、我々としては帯広の方なんですけども、なんとも3条であげられていただきますと、何も出来ないというふうな、あまり条件の良くない土地、面積的に多いということで、今回3条の規定にも当てはまるということで、しょうがないのかなあと、残念ではありますけどそういう結果でございます。以上です。</p>
議 長	<p>只今、泉委員から説明がありました。この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして議案書8ページになります。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局「番号1番」の説明をお願いします。</p>
次 長	<p>はい、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。</p> <p>農地法第4条の規定による農地の転用許可申請があった、下記の件について、農地法第4条第3項の規定により許可することについてご審議を求めます。</p> <p>それでは「番号1番」です。申請人は、二宮　　番地　　さん。土地は二宮　　番地の内、地目は公簿、現況共に畑で面積は　　㎡です。</p> <p>転用区分は、永久転用で転用理由は育成牛舎の整備敷地に利用するもの。</p> <p>転用許可基準の区分は農用地区域内農地で、許可理由は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。</p> <p>審査内容については9ページをご覧ください。立地基準は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。</p> <p>事業費は　　千円で、うち　　千円は農業経営基盤強化資金を使用し、残りの　　千円は自己資金での対応となっています。工期は許可の日から令和　年　月　日まで、申請面積　　㎡の内、建築物が　　㎡、作業用通路敷地が　　㎡です。</p> <p>また、土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の3区分はすべて問題無いと思われま。</p> <p>10ページに申請位置図、11ページから13ページに配置図、求積図および立面図を添付してございますのでご確認願います。</p> <p>なお、本件につきましては3,000㎡を超える案件であることから、本総会</p>

	<p>で許可相当と判断されたのち、北海道農業会議に意見聴取し、回答を得てからの許可となることを申し添えます。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、4月11日に現地調査を実施しております。地元委員であります根本委員からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>はい4番です。内容につきましては、事務局から説明があったとおりで、牛舎を建てるために占用ですので、また農地に利用するにも障害が無いということですので、問題無いと思いますので、よろしくご審議の程お願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>只今、根本委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け取りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、議案書14ページになります。議案第5号「農用地利用集積計画の作成の要請について」を議題と致します。</p> <p>「番号1番」の説明をお願いします。</p>
次 長	<p>議案第5号「農用地利用集積計画の作成の要請について」ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求めらるものでございます。</p> <p>本議案の案件は農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>それでは議案書15ページをご覧ください。「番号1番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は二宮 番地 さん、設定をする方は二宮 番地 さんです。土地については二宮 番地 の内ほか合計 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日、借賃は年額 円、10a当たり 円で支払い方法は記載のとおりです。</p> <p>16ページに位置図を、17ページ求積図を添付しております。</p>

	<p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、4 月 11 日に現地調査、調整会議を取り行っております。調整委員長には山崎委員がなっておりますので、山崎委員からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>はい 2 番です。内容等は、事務局の説明通りでございます。この案件ですが、先ほど さんと さんの間で合意解約をされた案件でございます。今度新たに半谷さんと、新しく契約するという事で、地域でも問題は無いということなので、ご審議の程お願いしたいと思います。</p>
議 長	<p>只今、山崎委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、「番号 2 番」の説明をお願いします。</p>
次 長	<p>「番号 2 番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は茂岩栄町 番地 さん、設定をする方は背負 番地 さんです。土地については幌岡 番地 及び 番地、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は令和 年 月 日です。価格は総額 円、10a 当たり 円で支払い方法は記載のとおりです。</p> <p>位置図は 18 ページに添付してございますのでご確認ください。</p> <p>以上で番号 2 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、4 月 11 日に現地調査及び調整会議を取り行っております。調整委員長には泉委員がなっておりますので、泉委員からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>はい。7 番です。今、事務局から詳細の説明のあったとおりでございまして、議案第 2 号の合意解約によりまして、売買になる土地です。 さんの方が希望成されて、 さんの方で買うということで、元々自分で、 さんが使われていた土地なので、地元でも問題がないということでございますので、このように決めさせて頂きました。ご審議の程よろしく願います。</p>
議 長	<p>只今、泉委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>

委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして、「番号3番」の説明をお願いします。
次長	<p>それでは「番号3番」についてご説明いたします。利用権の設定を受ける方は礼文内 番地 さん、設定をする方は礼文内 番地 さんです。土地については礼文内 番地 ほか合計 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計 m²、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日公告の日から終期は令和 年 月 日、借賃は年額 円、10a 当たり 円で支払い方法は記載のとおりです。</p> <p>位置図は19ページに添付してございますのでご確認ください。 以上で番号3番の説明を終わります。</p>
議長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、月 日に現地調査及び調整会議を取り行っております。調整委員長には相澤委員長がなっておりますので、相澤委員からご説明願いたいと思います。
委員	はい、8番です。今、事務局から話があった通りでして、 さんと さんの賃貸の案件でありまして、地元でも、何ら問題ないということですので、ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	只今、相澤委員から説明がございましたが、この件について何かあれば受け賜りたいと思いますが、ございませんか。
委員	ありません。
議長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして総会資料20ページになります。議案第6号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題と致します。事務局説明願います。
次長	<p>それでは、議案第6号農業委員会の「法令遵守の申し合わせ決議」についてご説明いたします。</p> <p>農地転用に伴う収賄事件等、農業委員の不祥事を受け令和元年11月28日に開催された全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました。</p> <p>このことから、本農業委員会においても、農地制度の適正な執行を徹底し、綱紀粛正の保持に一層努めるため、法令遵守の申し合わせ決議を行うも</p>

	<p>のです。</p> <p>それでは、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」について、読み上げて確認させていただきます。</p> <p>(読み上げ)</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局の方からご説明がありましたけど、この決議について決定することに、ご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。</p> <p>総会の議案は以上です。先ほど申しましたお手元に配布した資料等について、事務局から説明がございます。</p>
次 長	<p>(要旨)</p> <p>はい。それでは、私の方から資料の説明をさせていただきます。</p> <p>今後、農地制度の改正が予定されていることから、その概要についてご説明いたします。</p> <p>お手元にお配りしています〔資料1〕をご覧ください。</p> <p>主な改正点は記載の5点です。</p> <p>それでは、具体的な中身について簡単に説明していきます。</p> <p>2ページ目をご覧ください。農業経営基盤強化促進法の改正についてです。1点目として人・農地プランが法定化され促進法の中に盛り込まれます。人・農地プランとは平成24年度から開始されたもので今後の地域のあり方や地域の中心となる経営体の将来展望などを明確化したもので、豊頃町でも取り組んでいます。この度の改正では出し手、受け手の情報を基に「現状地図」「目標地図の原案」を作成することとされています。取り組み内容等につきましては、今後町とも協議を行いながら検討を進めてまいりますので、またその時には皆さま方のご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>3ページ目をご覧ください。2点目は認定農業者と農業用施設への転用です。</p> <p>現状は農業用施設を整備する際、農地法第4条等の許可申請を農業委員会で受け付け、総会で議決後、許可をだしていましたが、今後は町が農業経営改善計画に記載があったものに対し、北海道知事への同意及び農業委員会への意見聴取を行った後認定を行うこととされております。</p> <p>ちょっと見るとわりづらいですが、認定農業者以外の人だと、農業用施設の転用が困難になってくるのかな、という感じです。</p>

4ページをご覧ください。

農地の賃貸借、売買等、権利移動に関する手続きについてです。

現状ですと農地の権利異動については、農地法、農用地利用集積計画（調整案件、売買支援事業）、農用地利用配分計画（中間管理事業）、主に3つの計画をもとに利用権の設定を行っていますが、改正後は農用地利用集積計画と農用地利用配分計画がまとめられ、「農地バンク法（農用地利用集積等促進計画）」にまとめられることとなります。農業委員の皆様は調整手続きに大きな変更点はないかと思われそうですが、5ページに記載されているとおり、人農地プランの目標地図と農地の賃貸との兼ね合いがでてきますので、そのところに注意が必要になるのかなとは思っています。

続いて6ページ目です。

農地法第3条で賃貸をするとき、現状ですと下限面積、本町でいくと2haが下限面積とされているんですが、今後その設定が無くなる予定となっております。

いずれも、詳細な情報が届いていない部分がありますので、委員の皆様方にはわかり次第情報を共有いたします。

つづいて、7ページの資料をご覧ください。

本日、担当地区をお持ちのみなさんには、お手元に紫色のファイル「農業委員会活動記録簿」というものを配布させていただいたんですが、その関係のお話になります。

資料の方は7ページです。

令和3年6月1日規制改革推進会議により農地利用の最適化の推進が決定され、「委員等が、毎年度具体的な活動を記録 農業委員会において評価の上、公表する仕組みを構築する」こととされました。

以前より本委員会でも毎年「目標及びその達成に向けた活動計画」及び「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」を行い、インターネット等により公表していましたが、令和4年2月2日付けの農林水産省経営局長通知によりガイドラインが発出され目標の内容に、農業委員の活動日数も設定することなどの変更がされました。

つきましては、以前より農業委員毎に活動記録をつけることとされていたところですが、この度の通知で「活動記録簿」の様式が示されたため、本委員会としても担当地区をお持ちの方に「活動記録簿」の記入をお願いするものです。

なお、今回、担当地区をお持ちの方のみに作成しているんですが、本日、午前中に確認したところ、中立委員ですとか、女性の皆さまも含め担当地区が無い方でも活動日数の算定が必要となってしまうので、後日皆さんの所にも活動記録簿をお配りします。

それでは、みなさんにお配りした「活動記録簿」について簡単にお話しさせていただきます。

国から示された様式を基に作成しています。

記載方法については、記載例をご覧ください。

日にち、活動時間はご覧のとおりです。

活動内容は4項目を記載していますので必要な所にチェックを入れて下さい。

農地の賃貸借に関する打ち合わせ（農地の利用調整や経営移譲など農地の権利移動に関する活動）、現地確認（営農中の圃場確認など耕作放棄地の発生防止）、利用意向調査（耕作放棄地の所有者に対する意向把握等です。うちの町には、こちらにはチェックは付かないと思われま

す）、新規参入者の促進活動（新規参入希望者からの相談や農地所有者からの受け入れ要望に関する相談）を行った際、該当する項目にしるしを記入してください。

相手には相談のあった土地所有者や農協等の打ち合わせ先を、場所には対象圃場をご記入ください。

一番下の欄には「Aさんに貸しているが申し出があったため他の人に貸したい」や「〇〇の畑で鹿の食害があった」等、簡単で構わないので具体的な内容をご記入ください。

なお、令和4年度から農地利用最適化交付金事業（R3年度 3,024,000円）においても、活動日数が事業実施要件となっています。

目標日数は農業委員会の目標値にかかわらず、月当たり/一人当たり10日とされており、また、「活動日数が0日となった月があった場合は交付金の対象外」に「活動日数が1日以上かつ5日以下の月があった場合は実績に応じた交付金（予算額の7割部分）の対象部分とならない」等、交付金にも影響するものとなっています。

農地調整時であれば、所有者からの相談、地域への情報提供、借り手の決定、金額の提示、決定、農協・事務局への相談等様々な手順を踏んでいるかと思えますし、また「営農活動中に通り道の圃場を確認」や「〇〇さんから立ち話の際に来年以降も営農を続けると聞いた」といった行動も耕作放棄地の発生防止の取り組みとなります。

どんなことでも構いませんので、記載していただけますようよろしくお願いいたします。

なお、記録簿は事務局に提出していただきます。

総会時に回収いたしますので、来月以降はご持参いただきますようよろしくお願いいたします。

最後に先月総会でお諮りいたしました、令和4年度最適化活動の目標の設定等について配布させていただきました。

3月の総会時と若干数字が変わっております。具体的な中身としては、2枚目最適化活動の目標、(1)農地の集積中の②目標の今年度の新規集積目標の欄ですが、13haに修正しております。3月の段階では23haと作成させていただいたんですが、近年、ほとんどの農地が既に担い手の方が管理しており、新たに担い手に集積される農地がほぼ見込めないことから、前回、過去5年間の新規集積面積の5割を見ていたんですが、少し減らしまして、過去5年間の新規集積面積の平均の3割を目標値と設定しております。

続いて、もう一つ変更点、もう一枚めくっていただきまして、2最適化活動の活動目標、推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきまして、最適化活動を行う農業委員の人数、現在14人と記載しております。3月の段階

	<p>ですと中立委員は必要なかと思っで1人、削っていたんですが、全員対象となってしまうということなので、14人に変更させていただきます。</p> <p>私の方から以上です。</p>
議 長	<p>はい、只今事務局から、いろいろと説明があったんですが、みなさんから何かご質問、ご意見、ご要望等ありますでしょうか。</p>
委 員	<p>5番です。先ほど、調整会議あっせんに携わらない方も農業委員活動記録簿を提出というお話があったんですけども、現実的に現場も個々の場所での申送り事項で終わっている状況の中で、活動回数など、なかなかその辺ご指導とかあるんでしょうか。</p>
次 長	<p>松崎委員のおっしゃる通りかと思っでます。うちの方でも、北海道農業会議に問い合わせたのですが、そちらの解釈でも農業委員のみなさん全員対象となるということでしたので、まずは、地区の打ち合わせに、地区の委員さんと同席して、土地の話をお願いいただくとか、農地の現地調査に同行していただくとか、できるかぎり活動していただければと思っでています。</p>
議 長	<p>他に何かありませんか。すべて決定したものではなく、今のところ。あとで緩和されてきたり、やり方がやさしくなったりする可能性の方も残っておりますので、その都度、いろいろ変更がありましたら、みなさんに説明しながら、ただ、上から降りてきているきまりなので、最低の事をクリアしていかないと、いろいろな活動に支障がきたしますので、ある程度は、事務局におまかせするというのが、確実なんですけども、何せ決まりですのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>他に何かございませんか。</p>
局 長	<p>私の方から一つ、農業委員さんに名刺をお配りしておりますので、ご活用ください。</p> <p>なお、記載等にまちがいがないか確認いただき、あれば事務局の方に連絡をお願いします。</p> <p>それでは、本日の総会を終了させていただきます。閉会にあたり 井下会長 からご挨拶をいただきます。</p>
井下会長	<p>(閉会の挨拶)</p> <p>はい。本日の総会、予定しておりました案件全て、皆様のご協力を頂き終了することができました。ありがとうございました。</p> <p>本日は、大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。</p> <p>閉 会</p>

